

二 中田市長は市政をどう変えようとしているのか

2期目に入った中田市政をどう評価するかについては、この間の中田市政での各種方針や予算編成、更にはリバイバルプランⅠ・Ⅱ及び長期ビジョンなどの分析や具体的対応を通じて、国の構造改革路線の横浜市政版であるとの認識を深めています。今、政府財界が前項に見るように地方自治体の変質攻撃の重要な段階に差し掛かる中で、中田横浜市政がどう国の施策に対応しているかを検証する事は、この間の認識を確認するうえで大きな意味を持つものです。

1、地方財政「改革」の推進

- (1) 2007年7月実施された参院選挙で痛打を受けた自・公内閣は内部に若干の意見があるものの、引き続き財政再建目標「プライマリーバランス（基礎的財政収支）を2011年に黒字化する」方針にこだわり、その推進を謳っています。中田横浜市政はこの方針を短期的に推進する立場から、国が「国債発行額と返済額（元金償還）の均衡」としているのに対し、横浜市は「元金と利払いの合計額との均衡」とし、この達成年度を2006年度中としています。この方針を最優先するために毎年度相当額の収支不足が発生するとして、市民生活関連予算の削減を強行してきました。
- (2) 膨大な借金がどの様にして作られたのかは棚上げにしたまま、国の財政難の強調とその脱却のため「国民は痛みを分かち合うべき。」事が声高に叫ばれています。中田横浜市政においても全く同様に中期計画や単年度毎の「予算編成・執行体制作りの基本方針」等の文書において収支不足が強調され、その「是正」のため事業計画の見直し、市民負担の増大、経費縮減・執行体制の見直し等が指示され実施されています。
かつて所管当局の幹部職員が、「財政問題は改革推進の力」と述べたように、まさに収支不足という「財政問題」を最大限活用し、施策推進の力としています。
- (3) 総務省は夕張問題なども盛んに活用しながら、2007年6月に地方自治体財政健全化法を成立させました。こうした背景には前項に見た自治体の破綻を法的に整備することと合わせ、能力ある自治体だけが市場で資金調達できる仕組みの確立を狙う意図があります。
横浜市はこうした事態を想定し、盛んに財政健全化策を推進。市民に対しては収支不足を強調し、市民生活関連予算を大幅に削減する一方、投資家に向けては「予算のはなし」等、市の広報を通じて「横浜市の財政は健全である」事をアピールしています。
しかし、地方財政健全化法が公営事業会計との連結を前提としている事により、実質公債比率が26.2%と高くなり、横浜市財政の評価に議論が生まれています。
- (4) 中田市長は17年度予算編成にあたっての所感の中で、「社会的公正・公平」論を展開し、行政サービスを受けている量・質に相当して負担をするのは社会的な公正・公平という面から見て極めて重要であることを強調し、応能負担から応益負担への転換を推進しています。最近ではこの立場から、市民税納入の困難な市民にも強く納入を求める等の状況が報告されています。

2、自治体の民間化・民営化・民間委託の推進

- (1) 総務省は2006年8月、新地方行革指針を出し、市場化テスト法を積極的に活用しながら、総人件費改革・公共サービス改革等の推進を図っています。

中田横浜市政はこの方針を先取的に具体化し、2002年度制定した横浜リバイバルプランにその考え方を明らかにし、「新時代行政プラン」同「アクションプラン」として具体化しました。

中田市長はこれらの中で「行政の役割はコーディネーターである。」とし、公共サービスのあらゆる領域を民間化・民営化・民間委託の検討対象領域とする立場を表明し、具体的な実施目標を定めたアクションプランに沿って着々と実施しています。

- (2) そのため民営化・民間化のあらゆるツールを活用し、「構想日本」を活用した業務仕分け、職員を巻き込んだ民間度チェックなどを踏まえ、アクションプランに実施目標を定め着実な実行を迫っています。

指定管理者は市立港湾病院、ズーラシア、公園、地区センター、ケアプラザ、青少年図書館、コミュニティハウス、スポーツセンター等々889施設に導入されています。

最近では非公募型から公募型へ、法人第3セクター等の従前団体から企業等へ導入団体を広げようとの動きが強まっています。

また横浜市立大学は非公務員型の地方独立法人として転換されています。

- (3) 更に先の「市長選挙での公約に基づき」と称して「横浜型市場化テスト法を導入する。」との動きも強まっています。これは自治体業務のコアともいえる戸籍・住民票などを扱う窓口業務や税金や公金徴収、内部管理事務までも民間開放しようとするものです。

- (4) こうした民間化・民営化・民間委託の導入に対して、市民サービスの公平性や公共サービスの質への疑問、更には「民営化は名目は財政難を理由としているが、実質は公共サービスを営利事業の対象にして、企業へのビジネスチャンスの拡大策なのだ」という思いから、各方面で粘り強い闘いが取り組まれました。

保育所の裁判では横浜地裁で大きな勝利判決を得、58路線におよぶバスの見直し問題では初めて中田市長の方針を大幅に手直しさせた事。学校給食の民間委託問題でも長期に渡って地域・市民の力でストップをかけた事。敬老パス問題では上限設定をはじめとした制度変質の攻撃を押し返し、当面の制度維持を回答させた事等の貴重な成果を作り上げています。

3、地方自治制度に関わって

- (1) 今日の地方制度調査会の到達点は前項で見た通り、「広域自治体改革を通じて国と地方政府のあり方を再構築する事。」「道州制の導入は国家としての機能を強化し、国と地方を通じた力強く効果的な政府を実現する。」事だと位置づけ答申しています。

道州制の導入は

- ① 国の権限の強化
- ② 基礎自治体の巨大化に伴う地方自治の形骸化

③ 国・地方を通じたスリム化の徹底
にあると言えます。

この点に関して中田横浜市長は外部委員からなる大都市問題検討委員会を確立し検討を委ねていますが、道州制そのものについて横浜市として直接的見解を明らかにしていません。

しかし中田氏が国会議員であった時点での氏のホームページでは「効率的な地域主権国家」を主張し、効率性の視点から「11州300市に再編」との考え方を打ち出しています。

(2) 横浜市は現在362万人の人口を擁する巨大都市であり、同時に基礎自治体となっている事から行政推行上も公共サービスを受ける上でも大きな困難を生じています。

中田市長は現行の制度のまま「行政区を強化する」施策を推行し、内部機構の改編や区長公募制を実施していますが、住民・議会・区長が相互に牽制しながら地域自治を作り上げていく観点から見れば、行政の一方的な強化であり、中田市長の分身を作ることのみが強められかねません。

(3) 中田市長はカレーランチミーティングやパブリックコメントなどの新たな住民「参加システム」を導入しました。カレーランチミーティングはごく限られた市民が昼休みの短時間懇談するというものであり、親近感を造議する点では役に立っても「市民参加」なのかという点では疑義があります。

また、パブリックコメントは制度としての役割を否定するものではありませんが、十分な事前説明と期間が設定されなければ、行政方針への形式のお墨付き（アリバイ作り）の場になりかねません。

4、市内の雇用問題と自治体労使関係

(1) 指定管理者や民間委託導入等、民営化・民間化を通じて賃金や労働条件を引き下げ、自治体業務を通じて雇用不安、ワーキングプア、非正規労働者を発生させており、市はその実態に「民・民契約」であることを主張して黙過しています。

この事は、地域における低賃金構造や混乱をもたらす原因の1つとなっています。

(2) 自治体労使関係においても、自治体職員の代表としての労働組合の役割を軽視し、各種の労使間の到達点を一方的に破棄したり、結論を押し付ける形での「協議」が横行しています。

その一方で個としての市民を殊更に強調し、市民の声を聞く場を設定し、それが市民要望であるとの立場を強調しています。

(3) 人事給与制度の抜本的見直し等を実施し、「がんばった人が報われる制度を」と賃金制度に人事考課を導入しました。相次ぐ人員見直しにより執行体制は逼迫し、職場人間関係も仲間を思いやる余裕がない状況も生まれようとしており、メンタルの発症も数を増しています。

こうした状況は労働者の「意識改革」、公務労働の変質に繋がりがねないものであり、北九州市における生保問題は「他都市の事例」ではありません。